

扶養家族現況届（両親用）

(注)・扶養申請の理由別に添付書類が必要になります。
・扶養認定に基づく重要な書類ですので正確にご記入ください
・記載漏れ・書類不備等がありましたら、提出された書類一式返却します。
・必要に応じて他の書類も提出していただく場合があります。
・求める書類が提出できない場合は扶養に認定はできません。

被保険者氏名(自署)	健保 太郎
今回扶養に申請する者の氏名(自署)	健保 一子

被保険者(本人)の氏名を被保険者(本人)が自筆で記入してください

扶養申請するご両親の氏名をご両親本人が自筆で記入してください

①扶養申請するご両親について記入してください

①扶養にしたい方の氏名等

カタ	生年月日	続柄	扶養を始めた日
氏名 健保 一子	昭和・平成 33年 5月 15日 (65 歳)	母	令和 5年 1月 1日
今まで加入していた健康保険			
<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険 2 全国健康保険協会(本人・家族) 3 ()健康保険組合(本人・家族) 4 共済組合(本人・家族) 5 未加入			
配偶者について			
<input type="checkbox"/> 配偶者がいる 配偶者の年収 (円) <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者はいない (遺族年金 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無)			

扶養に入れたい日を記入

今まで加入していた健康保険

扶養申請者(ご両親)の配偶者が亡くなっている場合は遺族年金の有無

扶養申請者(ご両親)の配偶者の年収

②扶養申請について、該当するもの全てに✓をし(複数ある方は複数✓記入)、それぞれ全ての添付書類を提出してください

②扶養申請事由 該当する項目が複数ある場合はすべて回答し、扶養家族現況届・誓約書・添付書類をそろえて提出してください。

申請事由	添付書類
<input type="checkbox"/> 被保険者の入社	入社前の健康保険証のコピー+*1所得のわかる書類
<input type="checkbox"/> 退職したため	*2 退職のわかる書類+失業保険関係書類(下記③「扶養申請者の雇用失業保険の受給について」を参照)
<input type="checkbox"/> 任意継続の資格喪失	*3 任意継続資格喪失証明書
<input type="checkbox"/> 廃業	*4 廃業届
<input type="checkbox"/> 雇用形態の変更 または転職による収入の減少	下記④「扶養申請者年間収入について」を参照
<input type="checkbox"/> 失業保険受給終了	*5 雇用保険受給資格者証明書 支給終了または支給終了間近の印字のあるもの
<input type="checkbox"/> 被保険者が雇用継続するため	
<input checked="" type="checkbox"/> その他(理由: 配偶者死亡のため扶養者変更)	申請の事由を証明する書類

③退職を理由に扶養申請される方は、失業保険の資格について記入し、該当する事由の添付書類を提出してください
失業保険受給中は日額3,611円(60歳以上は5,000円)を超えると扶養不可です。
扶養認定後、失業保険開始され日額が3,611円(60歳以上は5,000円)を超える方は扶養から削除の手続きをお忘れしないようお願いいたします。

③扶養申請者の雇用失業保険の受給について該当する項目に✓してください

失業保険の受給について	添付書類
<input type="checkbox"/> 失業保険を受給予定	*2 退職日のわかる書類 失業保険の手続きが済み次第、*5 雇用保険受給資格者証(両面)のコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険受給中 (基本手当日額: 3,611円未満、60歳以上・障害者は5,000円未満に限る)	*5 雇用保険受給資格者証のコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険受給終了	*5 雇用保険受給資格者証明書の支給終了または支給終了間近の印字のあるページのコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険受給延長	*6 受給期間延長通知書のコピー
<input type="checkbox"/> 失業保険を受給しない	*7 離職票
<input type="checkbox"/> 雇用保険の資格なし	*7 離職票
<input type="checkbox"/> 雇用保険未加入	*8 雇用保険未加入の証明書

④収入がある方は該当するもの全て(複数ある方は複数回答)に年間収入金額を記入し、添付書類を提出してください

④扶養申請者の年間収入について回答してください

現在の収入の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合は下記記入) 無	
現在の収入に関する事項(非課税対象の収入も含む)	これから1年間の収入見込み額を記入	
1.パート・アルバイト	円	給与明細のコピー直近3ヶ月分+(給与明細3ヶ月分が入手困難な場合は年間収入130万円(60歳以上は180万円)を超えない証明。ただし、3か月後に給与明細3ヶ月提出する事)
2.事業収入(自営業・不動産収入・農業・株式配当)	円	*9 確定申告の写(すべて)+*10 経費のわかるもの+*11 所得証明書
3.年金(国民・厚生・共済・障害年金 <input checked="" type="checkbox"/> 遺族)	1,200,000 円	*11 年金のわかる書類+*11 所得証明書
4.その他()	円	健保組合までお問い合わせください。
今後1年間の合計収入 1~4の合計額	1,200,000 円	年間収入が130万円(60歳以上は180万円)を超える場合は扶養家族にはなりません。

自営業については、「健康保険上認められる経費」と「税法上認められる経費」は異なります。そのため確定申告した収入金額が認められる訳ではありませんので、健保組合で確定申告書を元に「健康保険上認められる経費」を確認させていただきます

⑤同居の方
扶養申請者(ご両親)と被保険者(本人)が同居の方は同一世帯の生活実態を記入してください
主とする生活維持の実態が被保険者(本人)でないと扶養は認められません

⑤生活関連について(生活維持確認のため)

(生計維持確認のため)		添付書類
同居の方		
住居	<input checked="" type="checkbox"/> 持ち家 土地・建物所有者(健保太郎) <input type="checkbox"/> 賃貸 家賃負担者()	家賃支払いの明細書
固定資産税	負担者 健保太郎	
水道光熱費	負担者 健保太郎	水道・電気・ガス代、それぞれの明細書
食費	負担者 健保太郎	
今回扶養申請をした方以外の同居家族	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (同居人数: 3)名 同居の家族構成(本人・妻・子) <input type="checkbox"/> 無	同居ご家族の所得証明、*12 住民票の提出をお願いする場合があります。
別居の方		
本人からの仕送り額	毎月の概算額 円	仕送りの証明
今回扶養申請をした方の同居家族	<input type="checkbox"/> 有 (同居人数:)名 同居家族構成() <input type="checkbox"/> 無	扶養申請のあったご同居家族の所得証明の提出をお願いする場合があります。

上記、「現在の収入に関する事項1~4」までの合計額を記入してください。
合計が130万円(60歳以上は180万円)以上の方は扶養は認められません。

⑤別居の方
扶養申請者(ご両親)と被保険者(本人)が別居の方は被保険者(本人)からの収入で生活している経済的扶養の条件が必須です。
そのため、本人扶養申請者の収入以上の仕送りが必要です。
「仕送りをしていない」「これから仕送りをする」等の状況では扶養を認められません。
なお、義父母は同居が条件です。

仕送りの証明は仕送状況を客観的に証明できるものが必須です。被保険者(本人)から扶養申請者へ仕送りがされていることがわかるよう、「仕送り元」「仕送り先」「仕送り額」「仕送り期間」が確認できる証明書を提出してください
手渡しなど第三者が証明できない場合は認められません
・銀行振り込みのコピー
・預貯金通帳のコピー
・現金書留の控え 等

⑥扶養申請について、提出が10日以内に申請ができなかった方について記入してください。
(原則、扶養認定日は人事担当者へ書類が提出された日になり、延滞理由記入された方については認定日を申請日まで10日間遡ります)

⑥延滞理由 (10日以内に提出できなかった場合に記入してください)

理由: 提出書類が10日間で揃わなかった為

事業所受付年月日 令和 年 月 日

事業所 _____ 労務担当者 _____

会社人事担当者が証明してください
事業所受付年月日に書類を受付日を記入してください。
(扶養認定日となります)

添 付 書 類 説 明

書類の種類	対象者	書類	書類発行場所	その他注意事項
*1 所得のわかる書類	無職の方	非課税証明書	1月1日に住所のあった市区町村	遠方の方は郵送で請求可 (請求方法は1月1日に住所のあった市区町村へお問い合わせください)
	お勤めの方 〈①～③のうちいずれか1部を提出〉	①所得証明		
		②直近の給与明細3ヶ月分のコピー ③年間収入見込みの証明書	現在、お勤めしている会社	
*2 退職のわかる書類	退職し扶養に入る方 〈①～③のうちいずれか1部を提出〉	①退職証明書	お勤めしていた会社	
		②-1 失業保険を受給する方は離職票-2のコピー		
		②-2 失業保険を受給しない方は離職票-2 ③源泉徴収票(退職の印あり)のコピー		
*3 任意継続資格喪失証明書	任意継続をされていた方 〈①か②のいずれか1部〉	①任意継続資格喪失証明書	任意継続している健康保険	
		②社会保険離脱証明書		
*4 廃業届のコピー	自営業を廃業した方			税務署へ提出した控
*5 雇用保険受給資格者証	失業保険を受給している方		ハローワーク	
*6 受給延長通知書	失業保険の受給を延長する方		ハローワーク	
*7 離職票	退職した方で 失業保険を受給しない方	離職票-2	お勤めしていた会社	
*8 雇用保険未加入の証明	雇用保険に未加入の方 〈①～③のうちいずれか1部を提出〉	①退職月の給与明細のコピー	お勤めしていた会社	
		②源泉徴収票(退職の印あり)のコピー		
		③雇用保険未加入証明書		
*9 確定申告書のコピー	事業収入・株・不動産等、 収入のある方	確定申告書		確定申告した控
*10 経費のわかる書類	自営業の方	収支内訳書		確定申告した控
*11 年金額のわかる書類	年金を受給されている方 〈①か②いずれか1部〉	①年金改定通知書のコピー	日本年金機構	
		②年金振込通知書のコピー		年金機構より6月頃自宅へ届く
*12 住民票		扶養申請者の同世帯全員の住民票 (続柄表記あり)	1月1日に住所のあった市区町村	遠方の方は郵送で請求可 (請求方法は1月1日に住所のあった市区町村へお問い合わせください)